

令和3年2月4日

重度心身障がい者医療費助成における未返還金について （「高額介護合算療養費」及び「外来年間合算」）

今般、重度心身障がい者医療費助成において、「高額介護合算療養費」及び「外来年間合算」の未返還金があることが判明し、返還対象者及び金額等が確定したので、報告いたします。

記

1 概要

重度心身障がい者医療費助成において、福島県後期高齢者医療広域連合より受け入れしている「高額介護合算療養費」（平成20年4月制度開始、平成22年度より受入れ）及び「外来年間合算」（平成29年8月制度開始、令和元年度より受入れ）のうち、重度心身障がい者医療費の助成対象となっていなかった自己負担分について対象者へ返還すべき事務を行っていないことが判明した。

調査の結果、以下のとおり返還対象者及び金額等が確定したものの。

【高額介護合算療養費】

年度	人数	金額	備考
平成27年度	61人	1,116,779円	最大106,823円、最小350円
平成28年度	51人	1,049,504円	最大131,155円、最小79円
平成29年度	57人	1,515,698円	最大140,207円、最小24円
平成30年度	56人	1,015,983円	最大119,899円、最小231円
令和元年度	57人	1,225,723円	最大113,918円、最小19円
計	282人	5,923,687円	※実人数277人(重複5件あり)

【外来年間合算】

年度	人数	金額	備考
令和元年度	8人	38,474円	最大14,000円、最小26円

【合計】 285人 5,962,161円 ※実人数

※「高額介護合算療養費」の平成22～26年度受入れ分については、市文書取扱規定に基づき保存年限の5年を経過した関係書類は廃棄しており、返還するための根拠となる資料やデータがないことから、返還することができません。

2 原因

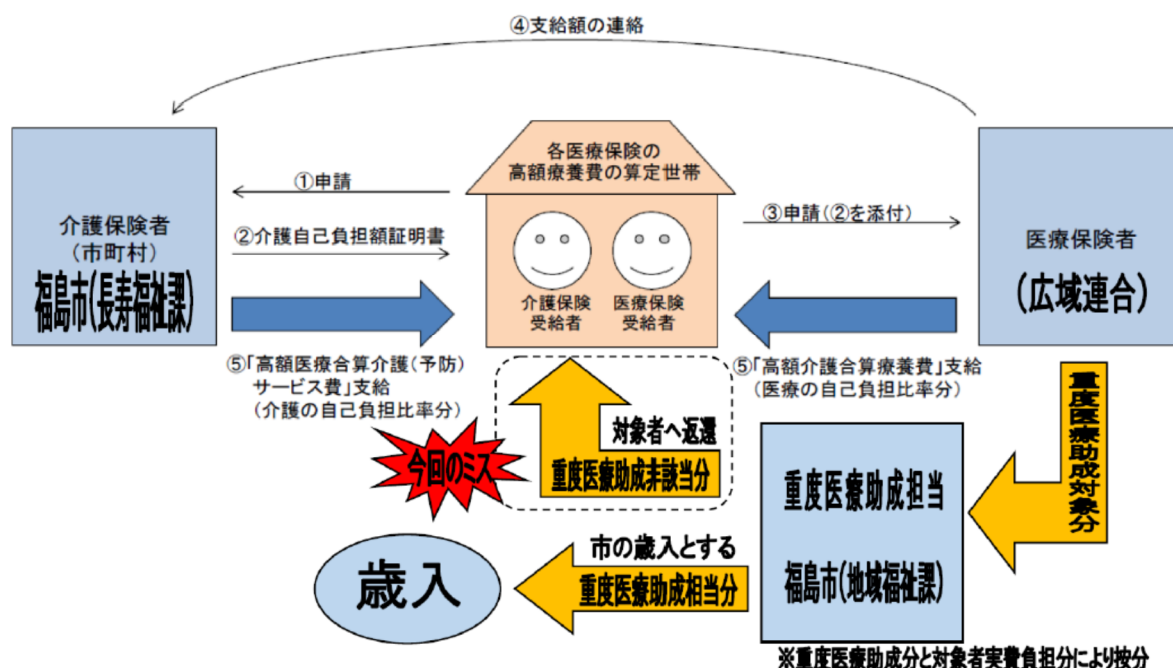
- ①対象者へ返還すべき部分は含まない金額で福島県後期高齢者医療広域連合より送金されているものと誤認していたため。
- ②誤った事務処理により引継ぎがなされてきたため。

3 今後の対応

返還対象者に対し、2月5日(金)に通知をし、令和2年度中を目途に返還を行う。

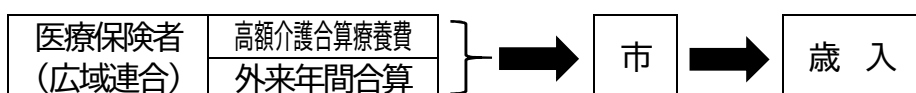
4 参考

① 今回の事務処理ミスのイメージ



【返還が生じないケース】

医療機関窓口における自己負担分を、市が全額助成している場合（窓口支払いなし）
⇒全額、市の歳入とする。



※国民健康保険及び社会保険加入者については、各医療保険者から直接支給される。

《例: 外来診療における自己負担額2万円/月の場合》

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
助成額2万円	助成額2万円	助成額2万円	助成額2万円	助成額2万円	助成額2万円	助成額2万円	助成額2万円	助成額2万円	助成額2万円	助成額2万円	助成額2万円
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

市の歳入 96,000円 (返還額は0円)

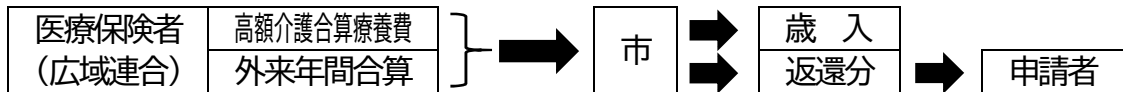
(2万円×12月=240,000円-144,000円 = 外来年間合算96,000円)

【返還が生じるケース】

高額介護合算療養費及び外来年間合算の計算期間中に、

- (ア) 資格を取得
- (イ) 資格を喪失
- (ウ) 精神保健福祉手帳により資格を有した方が精神疾患を理由とした入院に該当

⇒市が助成した分と、申請者が医療機関窓口で支払った分とに按分し、医療費助成額相当分は市の歳入とし、残りを返還する。



≪例:外来診療における自己負担額2万円/月の場合≫

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
助成額2万円	助成額2万円	助成額2万円	助成額2万円	助成額2万円	助成額2万円	助成額2万円	助成額2万円	窓口支払2万円	窓口支払2万円	窓口支払2万円	窓口支払2万円
○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×

市の歳入 64,000円

返還額 32,000円

(2万円×12月=240,000円-144,000円 = 外来年間合算96,000円)

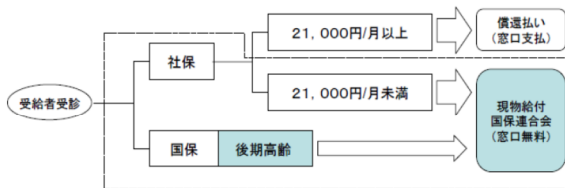
⇒市助成月数8か月分=64,000円、返還対象月数4か月分=32,000円

②制度の概要

重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がい者の医療費の一部を助成することにより、重度心身障がい者の福祉増進を図るため、「福島市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例」に基づき実施している。
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険のどちらも利用する世帯が、前年の8月1日から7月31日までの1年間で、医療保険と介護保険の自己負担を合算し限度額を超えた場合に、医療保険と介護保険の制度別に按分計算され、それぞれの保険者から支給される。
外来年間合算(高額療養費)	前年の8月1日から7月31日までの1年間で、外来診療で支払った医療費が144,000円を超えた場合に、超えた部分が年間の高額療養費として保険者から支給される。

【重度心身障がい者医療費助成】

- 重度心身障がい者の医療費の一部を助成する制度
- 原則、21,000円未満は現物給付（窓口無料）
 社保加入者の21,000円以上は償還払い（窓口支払）



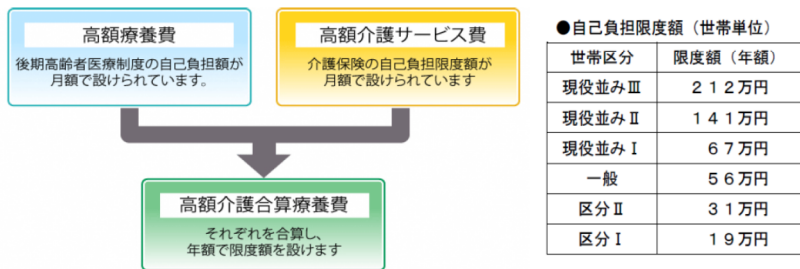
【外来年間合算（高額療養費）】

- 外来診療で支払った医療費が年間144,000円を超えた場合に、その超えた部分が支給される制度



【高額介護合算療養費】

- 世帯内の後期高齢者医療保険と介護保険の自己負担額の合算が、限度額を超えた場合に支給される制度



5 今後における再発防止と市長の給料減額について

(1) 今後の再発防止について

- ① 各担当業務における根拠法令や国県通知の再確認。
- ② 従来の事務処理手順やマニュアルについて再点検。
- ③ 事務ミス防止の徹底について令和3年2月3日付依命通達により全職員へ周知。

(2) 市長の給料の減額と職員への厳重注意について

- ① 市長給料 10分の1 1ヶ月減額（条例の議案を3月議会に提出予定）。
- ② 歴代の管理監督職員4名を厳重注意（令和3年2月3日付）。

（重度心身障がい者医療費助成の未返還金に関すること）

担当: 地域福祉課 医療助成係
 課長 丹治 係長 大塚
 電話 024-525-3747(直通)

（職員の処分等に関すること）

担当: 人事課 人事管理係
 課長 南澤 係長 佐藤
 電話 024-525-3703(直通)